



# 石岡市多文化共生推進行動指針

誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまち いしおか

令和5(2023)年3月

 茨城県石岡市

「多文化共生」とは…

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

※総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書(2006年3月)」から

## はじめに

本市には、人口の約 1.3%にあたる約 1,000 人の外国人が暮らしています。約 3 割が永住者で、技能実習生、日本人の配偶者の順で続いており、本市の人口が減っている中、外国人住民の人数が増加傾向にあることから、人口に占める外国人の割合が上昇する傾向にあります。



一方、平成 27(2015)年の国連総会では、17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) : SDG s」が全会一致で採択され、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けた取組が国際的にも求められている状況であり、本市においても、外国人を地域住民の一員として受け入れ、地域の担い手として活躍できる社会の実現への期待が高まっています。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い地域の中で共に暮らしていくことが重要であることから、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるために、本指針を策定いたしました。

本指針は、本市の最上位計画である「石岡市総合計画」が目指す、「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」を念頭に置き、多文化共生の基本的な考え方を示すものです。基本理念として「誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまち いしおか」を掲げ、4 つの視点から計画的・総合的に施策を展開し、多様性を認め、それぞれが持つ知恵や力を生かしながら、より良い地域社会をつくっていくことを目指すものとして策定しました。

今後は、市民の皆様や関係機関と連携を図りながら、本指針に基づいて多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本指針の策定にあたり、様々なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

石岡市長 谷島 洋司

# 目 次

## 第1章 多文化共生推進行動指針の基本的事項

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 取組期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 現状と課題

- 1 石岡市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 これまでの取組と課題・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第3章 指針の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 基本的視点と基本施策・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 施策の具体的な取組

- 施策の視点1 コミュニケーション・・・・・・・・・・ 12
- 施策の視点2 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策の視点3 意識啓発・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 施策の視点4 協働・地域参画・・・・・・・・・・・・ 17

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第1章 多文化共生推進行動指針の基本的事項

「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。

(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書(2006年3月)」から)

本市では、「誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまち いしおか」を基本理念として各種施策を推進し、多様な人々が活躍できるまちづくりを進めます。

### 1 策定の背景

#### (1) 国の動向

国では、平成30(2018)年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(改正入管法)」が成立し、平成31(2019)年4月に施行しました。これは、国内での人材が不足する産業分野における外国人材の受入れ拡大を目的としたもので、介護や建設、農業など14分野を対象に、新たな在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。

これを踏まえ、平成30(2018)年12月の関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、毎年度改訂し、政府全体で共生社会の実現を目指しています。令和4(2022)年度には218の具体的な施策が盛り込まれました。

また、外国人が日本社会で生活していく上で必要な日本語を身に付け、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通できる環境を整備するため、令和元(2019)年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、国、地方公共団体、事業主の責務が明記されました。

総務省は、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため平成18(2006)年に策定した「地域における多文化共生プラン」を、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2(2020)年9月に改訂しました。

## (2) SDG s の考え方

平成 27(2015)年の国連総会において、「誰ひとり取り残さない」社会の実現のため、令和 12(2030)年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(SDG s) が全会一致で採択されました。

国では、「SDG s 実施指針」において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の 1 つとしており、地方自治体における各種計画等に関しても SDG s の要素を反映することを奨励しています。

本市においても、その趣旨を踏まえ、外国人住民も地域の一員として対等な関係を築きながら社会参画できる仕組みを整えるための基本的な考え方を示し、推進体制を整え、多文化共生社会の実現を目指します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



## 2 指針の位置づけ

この指針は、本市の最上位計画である「石岡市総合計画」が目指す「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」を念頭に、多文化共生の基本的な考え方を示すものです。

## 3 取組期間

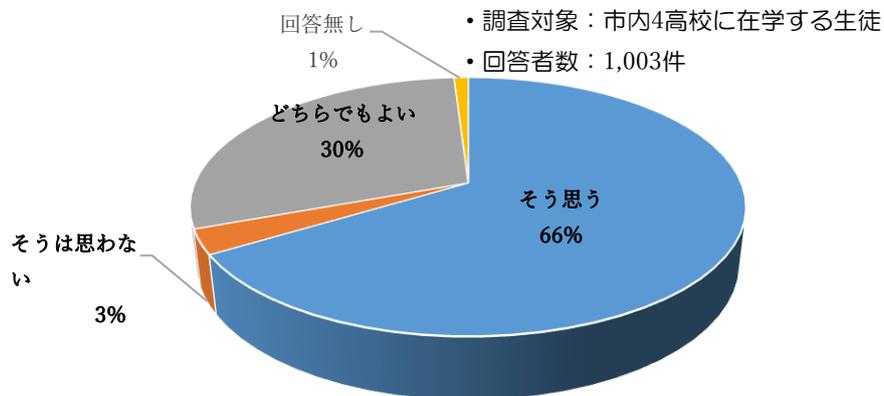
本指針の取組期間は、基本構想の計画期間に合わせ、令和13(2031)年度を終期とした9年間としています。ただし、国の動向を踏まえ改訂を可能とします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
石岡市総合計画基本構想									
多文化共生推進行動指針									

### 多文化共生に関するアンケート結果（抜粋）

市内の高校生に聴きました

#### 「多文化共生社会」の実現は重要だと思いますか



※「多文化共生」の意味を説明の上質問しています。

## 第2章 現状と課題

### 1 石岡市の現状

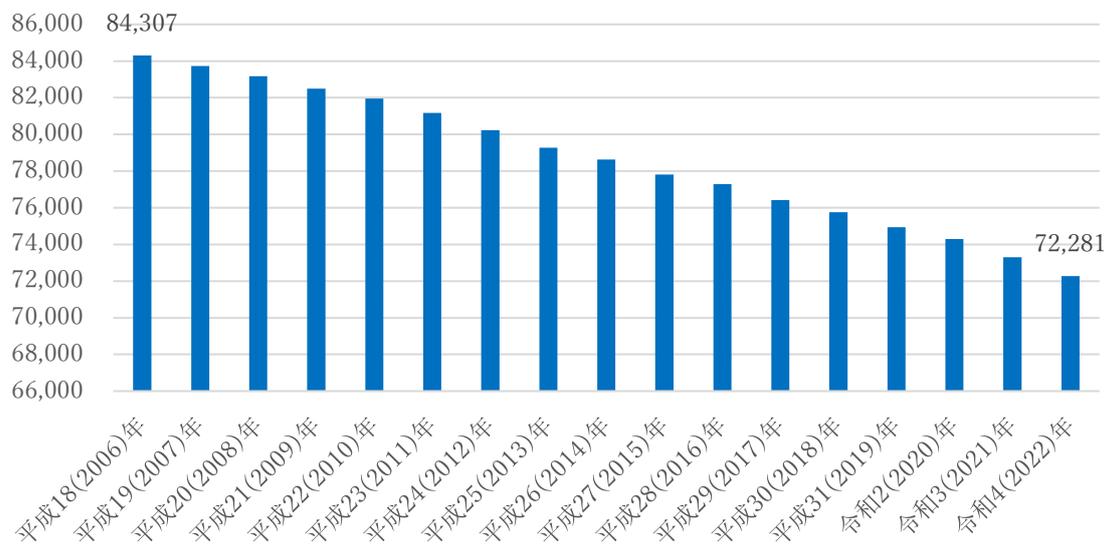
#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成18(2006)年の84,307人と比較すると、令和4(2022)年には72,281人に減少しています。

一方、外国人住民の数は、1,000人前後での推移が続いています。

石岡市の人口

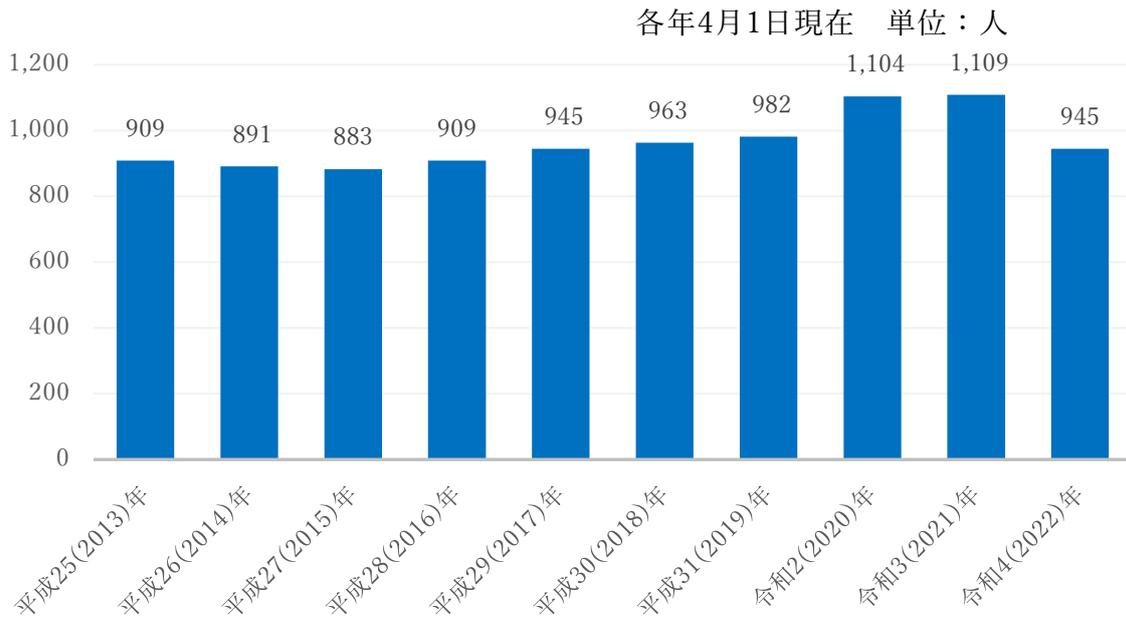
各年4月1日現在 単位：人



資料：市民課

※平成18年から平成24年までは、住民基本台帳人口と外国人登録者数を合計して算出。平成25年からは住民基本台帳人口に外国人を含む。

## 石岡市の外国人住民数



資料：市民課

## (2) 国籍別外国人住民数と人口に占める外国人住民の割合の推移

各年4月1日現在 単位：人

国籍	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年
ベトナム	6	9	18	32	46	56	79	147	186	191
フィリピン	142	136	146	156	160	152	160	157	159	135
中国	291	217	190	155	158	151	139	146	136	105
タイ	121	119	123	135	126	113	113	124	120	103
韓国	117	106	101	100	104	101	103	100	85	70
ブラジル	80	76	75	63	70	77	75	70	71	60
インドネシア	32	32	30	41	39	51	51	62	57	52
その他	120	196	200	227	242	262	262	298	295	229
外国人住民計	909	891	883	909	945	963	982	1,104	1,109	945
国籍の数(国)	30	33	34	37	41	41	39	43	41	38
総人口	79,276	78,620	77,819	77,288	76,415	75,755	74,939	74,286	73,293	72,281
総人口に占める外国人住民の割合(%)	1.15	1.13	1.13	1.18	1.24	1.27	1.31	1.49	1.51	1.31

資料：市民課

外国人住民数はここ10年ほぼ横ばいですが、総人口が減少しているため、総人口に占める外国人住民の割合は増加しています。また、国籍別にみると、平成25(2013)年は30ヶ国でしたが、令和4(2022)年は38ヶ国となっており、多国籍化が進んでいます。令和2(2020)年からは、ベトナム人の増加が目立っています。

### (3) 在留資格別在留外国人数

各年 12 月末現在 単位：人

在留資格	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年
高度専門職 1 号ロ	1		
経営・管理	10	12	13
教育	11	11	11
技術・人文知識・国際業務	79	95	102
企業内転勤	15	12	7
介護			1
技能	7	8	8
特定技能 1 号		9	50
技能実習 1 号ロ	105	28	10
技能実習 2 号ロ	106	136	106
技能実習 3 号ロ	9	19	27
留学	31	24	17
家族滞在	62	68	69
特定活動	61	85	106
永住者	374	375	367
日本人の配偶者等	100	99	106
永住者の配偶者等	9	11	15
定住者	91	76	90
特別永住者	42	40	37
合計	1,113	1,108	1,142

資料：出入国在留管理庁 在留外国人統計

## 2 これまでの取組と課題

本市では、これまでに国際交流団体の協力などを得ながら、様々な事業を実施してきました。

### ◆コミュニケーション

外国人住民が市役所での手続きをスムーズにできるよう、本庁市民課と支所市民窓口課に、112言語に対応した据置型翻訳機を設置しています。また、庁舎内においては、英語での案内表示を併記しています。

令和2(2020)年度には、市民を対象として全7回の日本語ボランティア養成講座を実施し、日本語教室での実践的な指導方法などを学びました。

民間の国際交流団体では、日本語教室を定期的で開催し、外国人住民が日本語を習得し、コミュニケーションが取れるよう支援しています。

### ◆生活支援

10言語に対応した多言語情報配信アプリ（カタログポケット）を運用し、広報紙や議会広報紙を配信しています。また、ホームページは7言語に対応しています。

福祉サービス関連では、母子健康手帳や予防接種について、10言語を準備し、希望者に発行しています。保険年金関連では、多言語のパンフレットを活用しています。

防災関連では、災害弱者になりがちな外国人住民をサポートするため、英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語の5か国語と簡単な日本語版の防災ハンドブックを作成しています。

令和4(2022)年度には、災害時の外国人支援セミナーを実施しました。



多言語版防災ハンドブック

## ◆意識啓発

市内における国際交流のきっかけづくりと共生社会への意識を高めるため、教育委員会と連携し、市内小中学校を対象として、令和元(2019)年度と令和2(2020)年度に、外国人住民や国際交流団体の協力で国際理解教室を実施しました。

令和3(2021)年度には、国際交流団体の協力により石岡第二高等学校のチャレンジプロジェクト「筑翠ルネサンス」事業に講師を派遣しました。



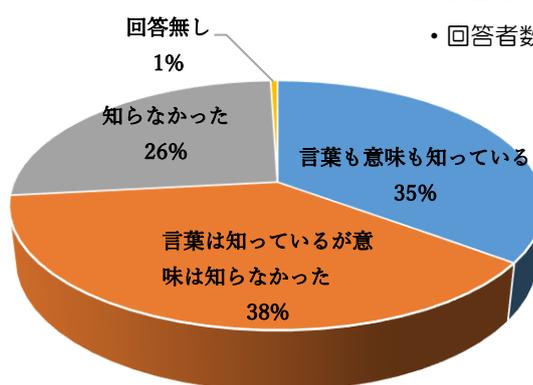
国際理解教室の様子

### 多文化共生に関するアンケート結果（抜粋）

市内の高校生に聴きました

あなたは「多文化共生」という言葉を知っていますか

- ・調査対象：市内4高校に在学する生徒
- ・回答者数：1,003件



言葉も意味も知っている生徒は35%でした。一方「知らなかった」、「言葉は知っているが意味は知らなかった」と答えた生徒は合わせて64%おり、多文化共生の考え方がまだ浸透していないことがわかります。

## ◆協働・地域参画

国際交流団体連絡協議会を開催し、所属する各団体相互の情報交換や市との連携の場を設けています。

また、市民を対象に、災害時の語学ボランティア登録制度を実施しています。

外国人住民が、安心して共に暮らしていくためには、各年代や環境に応じたきめ細かな支援が必要です。出産、子育て、教育、福祉など、外国人住民のニーズを把握し、市・市民・地域社会・事業者・市民団体等が相互に連携しながら、外国人住民を支える協力体制を整えていく必要があります。

### 市内在住在勤外国人ヒアリング（抜粋）

外国人 28 人に聴きました（複数回答あり）

- 生活情報は何で知りますか
  - インターネット……………23 人
  - 友人……………17 人
- 困ったときは誰に相談しますか
  - 日本にいる家族……………15 人
  - 日本にいる友人……………14 人
- 住むところで困っていることを教えてください
  - 外国人だからと断られた……………11 人
  - ごみの出し方など生活の決まりがわからない……………4 人
- 子どもの教育について困っていることを教えてください
  - 学校からの連絡がわからない……………4 人
- 災害が起きたとき心配なことはありますか
  - 多言語での情報が少ない……………17 人
  - 災害のときどうしたらいいかわからない……………13 人
- 防災・災害で今後必要なことは何だと思えますか
  - SNS での情報……………17 人
  - 多言語での情報……………16 人
- その他の意見
  - 市役所や学校、病院に通訳支援がほしい
  - 豚肉など食べられないものがあるので子どもの食環境が心配
  - 外国人が増えてほしい

## 第3章 指針の基本的な考え方

### 1 基本理念

誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまち いしおか

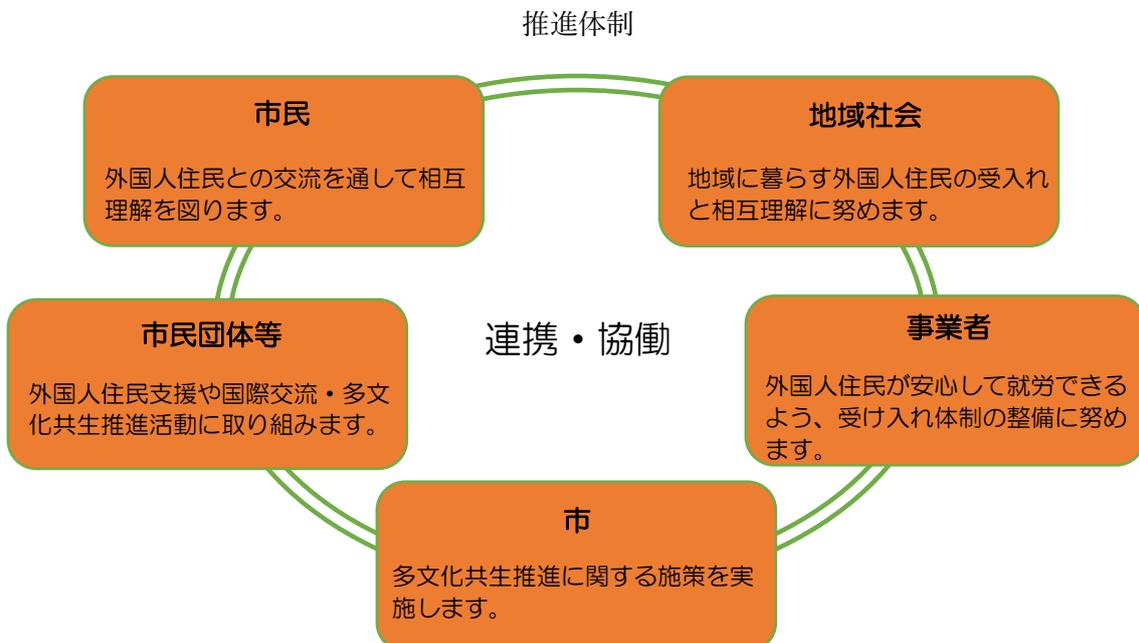
本市は、様々な違いに関わらず、あらゆる人々が多様性を認め、お互いを受け入れ合いながら、一人ひとりが活躍できる、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生のまちを目指します。

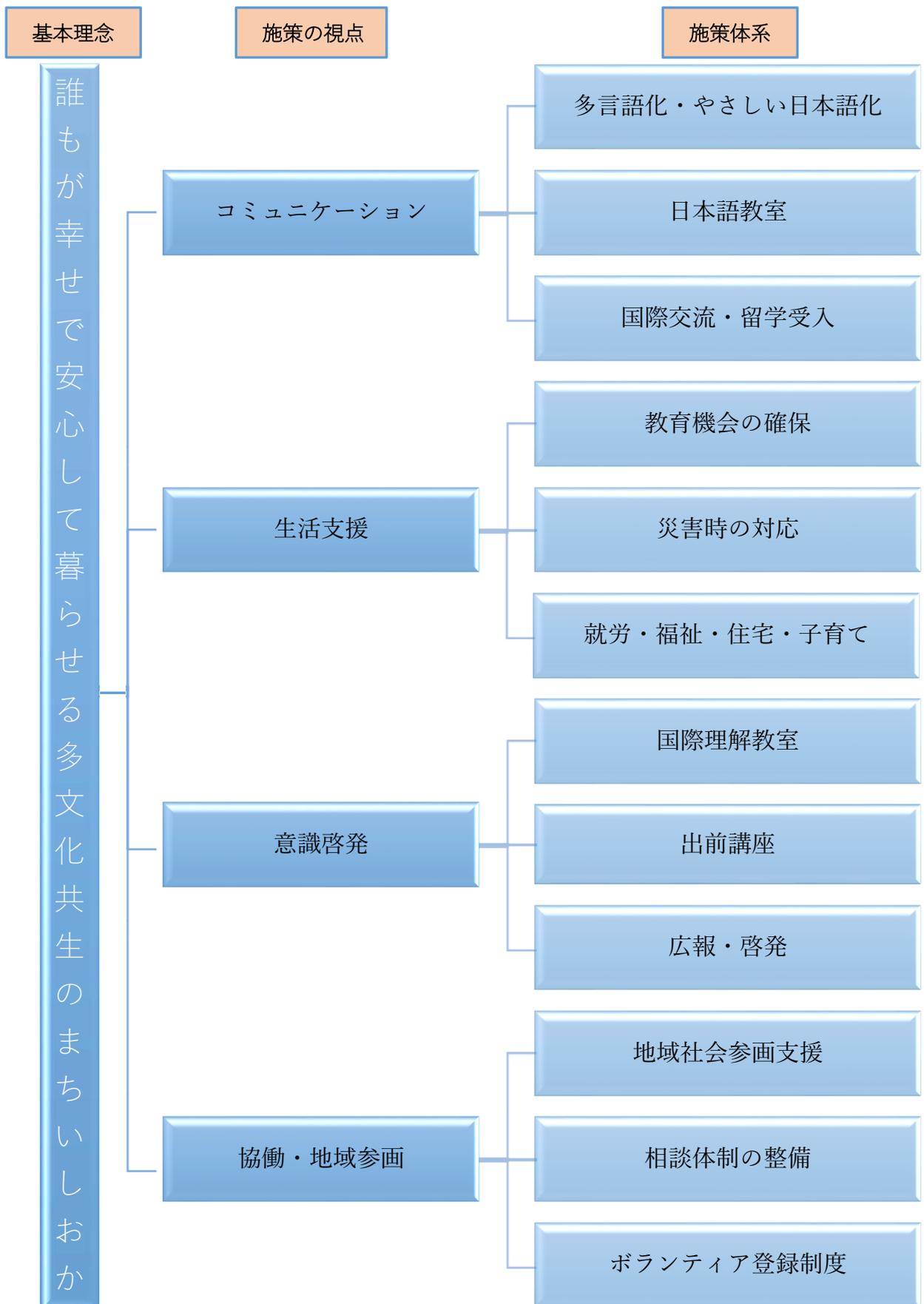
### 2 基本的視点と基本施策

この指針では、多文化共生社会の推進のため、次の4つの視点から施策を展開します。

- 1 コミュニケーション
- 2 生活支援
- 3 意識啓発
- 4 協働・地域参画

それぞれの視点から、12の施策について具体的な取組の方向性を示し、推進します。これらの施策は、市・市民・地域社会・事業者・市民団体等が互いに連携し、共に取組を推進します。





## 第4章 施策の具体的な取組

基本施策に基づく各実施事業について、推進主体を市、市民・市民団体、地域社会・事業者に分け、○印で示しています。

市民団体・・・市民公益活動団体  
 地域社会・・・区・自治会、学校、その他地域を単位とした団体  
 事業者・・・事業を行う個人や企業

### 施策の視点1 コミュニケーション

外国人住民の増加とともに国籍が多様化するなか、地域社会で外国人住民が円滑に日常生活を送るためには、様々な場面での、※やさしい日本語を含めた多言語化や日本語教育によりコミュニケーションを図ることが重要です。

基本施策1		多言語化・やさしい日本語化			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
1	翻訳機の活用	翻訳機の利用しやすさの改善を図れるよう庁内調整を図る。 日本語が理解できない外国人が本市で安心して生活できるように翻訳機を活用する。	○		
2	庁舎内案内表示の多言語化	庁舎内、窓口等において、必要に応じ、英語以外の多言語表示を追加する。	○		
3	やさしい日本語・多言語での生活情報発信や各種広報	広報紙や議会広報紙だけでなく、行政情報全般を広くやさしい日本語や多言語で配信する。 また、定期的にやさしい日本語研修を実施する。	○		
4	やさしい日本語・多言語での各種申請書や案内通知	関係部署が連携し、やさしい日本語などの外国人住民にとってわかりやすい申請書や案内通知を作成する。	○		
5	やさしい日本語・多言語での対応	庁内の横断的な連携を図り、やさしい日本語での対応ができるよう体制を整えるほか、翻訳機を活用する。	○		

※やさしい日本語とは、難しい言葉をわかりやすい言葉や表現に言い換えるなど、相手に配慮した日本語。何が伝わりやすいかは、伝える相手の日本語能力や知識などによって異なるもので、決まった答えはない。

基本施策 2		日本語教室			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
6	日本語教室支援	開催場所の確保や広報等により、国際交流団体への支援体制を充実し、日本語を習得したい外国人住民が参加しやすい環境を整える。	○	○	○
7	日本語ボランティアの確保及び育成	日本語教室の安定した運営のために、日本語ボランティアの養成講座等を実施し、日本語ボランティアの確保と育成に努める。	○	○	

基本施策 3		国際交流・留学受入			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
8	国際交流団体への活動支援	イベント時の人的支援や会場確保等、連携を図る。	○	○	
9	短期留学生の受入体制の整備	関係団体と協力し、短期の留学を希望する外国人学生の受入に向けて体制を整え、国際理解の推進を図る。	○	○	○
10	外国人住民との交流・理解促進	市民に向けたやさしい日本語セミナー等を開催し、外国人住民との相互理解を促進し、交流しやすい環境を整える。	○	○	○

## 施策の視点2 生活支援

生活全般の情報提供や日本語教育の充実、災害時の支援など、外国人住民が安心して地域で暮らしていただけるよう、生活環境や教育環境の整備に努めます。

基本施策4		教育機会の確保			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
11	日本語の学習支援体制の充実	日本語学習支援に関する情報提供を行う。 国際交流協会やNPO等の支援団体などの関係機関と連携できる体制を構築する。 学習支援資料の充実やICTを活用した教育支援の充実を図る。	○	○	○
12	外国人児童生徒の進路指導	児童や保護者の進路に関する希望を早い段階から聞き取り、説明や相談を実施する。 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有を促進する。	○		○
13	多言語の就学案内や外国人保護者に対する情報提供などの配慮	文部科学省のホームページにある「かすたねっ」とを参考に就学案内等の作成を行う。また、多言語による資料の作成により必要な情報提供を行う。 無料の翻訳アプリが活用しやすいよう、メールでデータ（情報）を提供できるようにする。	○		○

基本施策5		災害時の対応			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
14	平常時の防災情報の周知	ホームページ等の多言語化やさしい日本語化対応を充実する。	○		
15	災害時の情報伝達	ホームページ等の多言語化やさしい日本語化対応などにより、災害時に必要な情報が外国人住民に届くようにする。	○		
16	防災訓練への参加促進	関係団体への訓練参加促進を図る。 地域防災訓練等への外国人住民の参加の可能性について検討する。	○	○	○
17	災害時の外国人住民に対するボランティアの確保	災害に備えるため、定期的実践的な研修等を行い、ボランティアの育成を図る。	○	○	

基本施策 6		就労・福祉・子育て・住宅			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
18	外国人生徒に対する就業支援	特定技能1号在留外国人の増加を目指し、企業の人手不足の解消を図る。	○		○
19	外国人の就業支援及び環境整備	外国人材を受け入れるための諸手続き、注意点及び茨城県外国人支援センターをホームページ等で周知することで、受け入れ企業の体制整備の促進を図る。	○		○
20	福祉サービスの多言語化	翻訳機などのICT機器を活用する。また、外国語版の資料を作成し、日本語の理解度に応じたやさしい日本語対応を心がける。	○		
21	子育てサービスの多言語化	外国語版の資料の作成や、日本語の理解度に応じたやさしい日本語対応を心がけるほか、翻訳の質を高めるため、翻訳機を活用する。	○		
22	医療保険・医療機関の情報提供	翻訳機などのICT機器を活用する。また、外国語版の資料を作成し、日本語の理解度に応じたやさしい日本語対応を心がける。	○		
23	住宅に関する情報の多言語化	日本語が得意ではない外国人住民に、住宅関連の情報を少しでもわかりやすく提供するため、市営住宅の情報や、住宅に関する相談窓口等の情報を多言語ややさしい日本語などを活用し提供する。	○		

### 施策の視点3 意識啓発

国籍や価値観の違いなどの多様性を認め合い、お互いを受け入れ合いながら、誰もが地域社会で対等な立場で生活できるよう、継続して啓発活動を行います。

基本施策7		国際理解教室			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
24	小中学校での国際理解教室の実施	教育委員会と連携し、全小中学校を対象に計画的に実施する。	○		○
25	市民向けセミナー等の実施	セミナーを実施し、市民の意識啓発と理解促進に努める。	○	○	○

基本施策8		出前講座			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
26	各種団体等への多文化共生に関する出前講座の実施	多文化共生の理解促進のため、自治会や市内の各種団体に出前講座を実施する。	○		○
27	外国人向け出前講座の実施	外国人コミュニティ等を把握し、外国人住民向けに市の状況や生活情報について出前講座を実施する。	○		○

基本施策9		広報・啓発			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
28	市職員向け多文化共生意識啓発	市職員研修を実施し、意識啓発を図る。	○		
29	各年代に対応した広報・意識啓発の実施	ホームページや広報紙、SNSを通じて、それぞれの年代に対応した情報を伝え、意識啓発を図る。	○		
30	国際理解、多文化共生に係る図書の充実	国際理解、多文化共生に係る図書を一定数設置する。	○		

## 施策の視点4 協働・地域参画

人口減少や少子高齢化が進行するなか、外国人住民と連携・協働を図ることで、地域活動・運営の継続性を保ちます。

基本施策 10		地域社会参画支援			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
31	地域住民との交流	市民への意識啓発とともに、外国人住民を地域社会の一員として受け入れるための仕組みづくりを検討する。 地域住民と外国人住民の地域における連携の可能性について検討する。	○	○	○
32	国際交流団体連絡協議会との連携	国際交流団体連絡協議会に所属する各団体相互の情報交換や連携を通じ、多文化共生社会の実現を目指す。各団体が関係機関と連携し、多文化共生推進に資する事業を円滑に行えるよう、体制の整備について精査する。	○	○	
33	外国人住民の委員会等への参加	市民、市職員相互の理解を深め、外国人住民の視点が必要な委員会等への参加を促す。	○	○	

基本施策 11		相談体制の整備			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
34	外国人住民相談窓口の設置	外国人住民が安心して生活できるよう、相談窓口の必要性について調査し、有効性のある相談窓口の設置について検討する。	○		
35	外国人向け相談窓口の紹介	外国人向け相談窓口をポスター、チラシ、SNS等で分かりやすく周知する。	○		

基本施策 12		ボランティア登録制度			
実施事業		取組の方向性	推進主体		
			市	市民 市民団体	地域社会 事業者
36	通訳ボランティアの確保・充実	関係団体との連携や通訳ボランティア登録制度のあり方について検討し、学校教育支援や日常生活支援に携わることができるボランティア登録制度の充実を図る。	○	○	○

## 資料編

### 資料1 石岡市多文化共生推進行動指針策定の経過

年月日	内容
令和4(2022)年 7月11日～7月20日	外国人住民及び市内通勤通学者に対するヒアリング
8月1日	第1回石岡市国際交流団体連絡協議会 石岡市多文化共生推進行動指針の策定について今後の予定を説明
8月30日	第1回石岡市多文化共生推進行動指針庁内検討委員会 協議内容 ・石岡市多文化共生推進行動指針の策定について ・各課における外国人対応の現状について ・各課の取組状況の取りまとめについて
10月4日	第2回石岡市多文化共生推進行動指針庁内検討委員会 協議内容 ・石岡市多文化共生推進行動指針実施事業について ・自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザーからの助言
11月8日～11月21日	実施事業の現状把握、取組の方向性に関する庁内調査
11月24日	第2回石岡市国際交流団体連絡協議会 多文化共生推進行動指針(素案)について協議
令和4(2022)年12月15日 ～令和5(2023)年1月12日	市内4高校に在学する生徒を対象とした「多文化共生推進に関するアンケート」実施 ・実施方法：QRコード等を使用したWEB回答
2月14日～2月17日	「多文化共生推進行動指針(案)」の庁内最終確認作業
2月15日	第3回石岡市多文化共生推進行動指針庁内検討委員会 協議内容 ・石岡市多文化共生推進行動指針(素案)について意見交換
2月22日～3月8日	パブリックコメントの実施 ・公表方法：市長公室政策企画課、八郷総合支所総務課での閲覧 市ホームページ掲載
3月	策定

## 資料2 石岡市多文化共生推進行動指針策定の体制

### (1) 石岡市多文化共生推進行動指針庁内検討委員会

組織

秘書広聴課
防災危機管理課
生活環境課
コミュニティ推進課
市民課
保険年金課
社会福祉課
こども福祉課
健康増進課
建築住宅指導課
教育総務課
(事務局) 政策企画課

### (2) 石岡市国際交流団体連絡協議会

構成団体 (令和5(2023)年3月1日現在)

フレンドシップいしおか
グローバルハーツ
石岡ロータリークラブ
石岡ライオンズクラブ
芸術海外交流会
日本中国友好協会

## 石岡市多文化共生推進行動指針

令和5年3月発行

発行 石岡市 市長公室政策企画課  
〒315 - 8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1  
TEL 0299 (23) 1111 (代表)  
URL <https://www.city.ishioka.lg.jp/>



